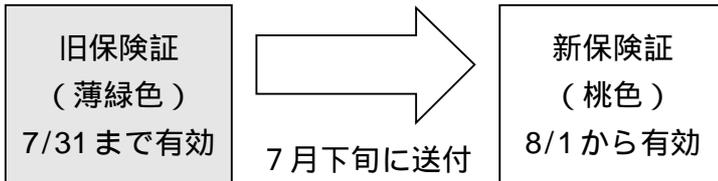


# 「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」のお知らせ

## Vol. 1 保険証の更新について

### 1 保険証の更新について

8月1日から保険証の色が桃色に変わります。



長寿医療制度の保険証は、7月31日で有効期限が切れますので、8月1日からは新しい保険証を使用することになります。新しい保険証は、7月下旬に各集落区長さんから配付します。8月になっても保険証が届かなかったり、保険証の記載事項に誤りがあったりした場合は、役場までご連絡ください。



#### 窓口自己負担割合の判定について

毎年、前年の所得状況により8月1日からの窓口自己負担割合を判定しています。新しい保険証に記載されている窓口自己負担割合は、平成19年中の所得状況に基づいて判定しています。

#### 平成20年8月から

窓口自己負担の判定方法が変わります！

平成20年8月からの窓口自己負担割合の判定は、同一世帯に属する長寿医療制度加入者の所得状況により判定を行います。

(これまでの判定では、同一世帯に属する70歳以上の所得状況により判定をしていました)

#### 1割負担となる方

同一世帯の加入者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいない方。

#### 3割負担(現役並み所得者)となる方

同一世帯の加入者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる方。ただし、下記に該当する場合は申請により1割負担となります。

[同一世帯に加入者が1人の場合]

その方の収入の合計金額が383万円未満

[同一世帯に加入者が複数いる場合]

加入者全員の収入の合計金額が520万円未満

今回の判定に伴い、3割負担(現役並み所得者)に変更となった方で、従来の判定では1割負担に該当する場合は、医療費の自己負担限度額を平成22年7月まで一般並みに据え置き緩和措置が設けられます。

### 2 後期高齢者医療保険料額の確定の通知書について

平成20年度の年間保険料額を確定し、7月上旬に個別に保険料額決定通知書をお送りします。

#### 平成20年度の後期高齢者医療保険料額

『所得割額』 + 『均等割額』  
が年間保険料額となります。(賦課限度額は50万円)

#### 【所得割額】

平成19年中の総所得金額をもとに算定します。

所得割額 = [平成19年中の所得 - 基礎控除33万円]  
× 7.15%

#### 【均等割額】

1人あたり35,300円となります。

#### 保険料の軽減制度

平成19年中の加入者と世帯主の合計所得が一定基準以下の方(申請は不要です)は、均等割額の7・5・2割の軽減が受けられます。

制度加入前日において、会社の健康保険などの被用者保険(市町村国保・国保組を除く健康保険)の被扶養者であった方(申請は不要です)は、平成20年度の年間の保険料額が1,700円となります。

【お願い】軽減対象の方が保険料通知で軽減されていない場合があります。お手数ですが、保険料通知がお手元に届きましたら軽減額の有無をご確認いただき、ご不明の点は役場までご連絡ください。

### 3 保険料の納付方法について

保険料の納付方法は、年金から納める『特別徴収』と納付書または口座振替で納める『普通徴収』があります。保険料の納付方法は、原則として年金から納めていただきます。

7月下旬に送付される保険料額決定通知書に納付書・口座振替依頼書が同封されている方は、『普通徴収』となります。口座振替をご希望の方は、口座振替依頼書を役場または金融機関に提出してください。

#### 平成20年度の保険料の納付方法・納付時期

4月から年金天引きにてお支払いをいただいている方【特別徴収】

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

今回確定した1年間の保険料額から、4・6・8月に徴収（仮徴収）した金額を差し引いた残額を10・12・2月の3回の年金支給時に徴収（本徴収）します。

なお、4・6・8月に徴収（仮徴収）した金額が確定した年間保険料額を上回ったときには、その納め過ぎとなった保険料を市町村から還付します。（後日還付に関する通知が届きます）

7月から納付書または口座振替で納めていただく方【普通徴収】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<del>暫定賦課</del>			確定賦課								
平成20年度は行いません											

今回確定した1年間の保険料額を、平成20年7月～平成21年3月に納めていただきます。保険料の確定通知に納付書が同封されていますので、ご確認ください。

なお、制度加入前日において会社の健康保険などの被用者保険（市町村国保・国保組合を除く健康保険）に加入していた方で、年金額が年額18万円以上かつ介護保険料と合わせた保険料額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、平成20年7月～9月まで普通徴収で、10月から特別徴収（年金からの納付）となります。

6月以降に制度に加入された方には、誕生月の約2か月後に保険料額の通知が届くこととなりますので、納付方法・納付時期等についてはそちらをご確認ください。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に関する問い合わせ先 健康福祉課福祉保険班 ☎64-1472

7月22日～

7月31日

## 夏の交通事故防止運動

～夏の道 いつもこころにゆずり「愛」～

この運動は、夏を迎え開放感からくる飲酒運転や無謀運転、夏休みを利用した家族旅行など、長距離運転による疲労を原因とする交通事故防止を呼びかけるとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に行われます。

#### 運動の重点

飲酒・居眠り・無謀運転の追放  
全ての座席のシートベルトの着用



#### 交通事故発生状況

区分		関川村	村上管内	県内
発生件数	H20	15	120	5,042
	H19	13	128	5,440
	増減	+2	8	398
死者数	H20	0	0	41
	H19	0	4	65
	増減	0	4	24
負傷者数	H20	20	163	6,271
	H19	17	153	6,815
	増減	+3	+10	544

\* 1月1日～6月15日までの累計